

第8節 二次災害の防止

関係機関は、洪水、高潮、土砂災害などによる被害拡大の防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて、住民の啓発に努めるものとする。

第1 公共土木施設等

洪水、土砂災害などによる被害の拡大を防止するため、公共土木施設や危険箇所
の被害状況を把握し、応急措置を講ずる。

1 道路・橋りょう

道路・橋りょうの被害状況等を把握し、必要に応じ、応急措置を行う。

(1) 被害状況の把握

冠水等道路の被害状況、通行障害の状況を把握するとともに危険箇所の早期
発見に努める。

(2) 他の道路管理者への通報

町道以外の道路が冠水、損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、
当該道路管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に
連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への
立入制限を実施する。

(4) 応急措置

被害を受けた町道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧
措置を講ずる。なお、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該
道路管理者による応急措置を待つ時間がない場合は、必要最小限度の範囲で
応急措置を講ずるとともに当該道路管理者にその旨を報告する。

また、本町単独での道路の応急措置が困難な場合は、大阪府鳳土木事務所
等に対し応援を要請する。

2 河川、水路、ため池

河川、水路、ため池の被害状況等を把握し、必要に応じ、応急措置を行う。

(1) 被害状況の把握

護岸の被害状況、水路の工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の
状況、ため池の被害状況を把握するとともに危険箇所の早期発見に努める。

(2) 河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、当該施設管理者に通報し、
応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡
するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制
限を実施する。

(4) 応急措置

障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸、水門等の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、町単独での応急措置が困難な場合は、大阪府に対して応援を要請する。

3 港湾施設・漁港施設

港湾施設・漁港施設の被害状況等を把握し、必要に応じ、応急措置を行う。

(1) 被害状況の把握

港湾施設・漁港施設の被害状況を把握するとともに危険箇所の早期発見に努める。

(2) 港湾施設管理者、漁港施設管理者への通報

所管施設以外の被害を発見した場合は、当該施設管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 応急措置

港湾施設・漁港施設の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、町単独での応急措置が困難な場合は、大阪府に対して応援を要請する。

4 土砂災害危険箇所等

地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の被害状況を把握し、必要に応じ、応急措置を行う。

(1) 被害状況の把握

危険箇所等の被害状況を把握するとともに、被災施設及び危険箇所に対する点検を速やかに実施する。

(2) 斜面判定士の要請

土砂災害の危険箇所等において、危険の程度を判定する必要がある場合は、大阪府を通じて、大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請し、危険度の判定を行う。

(3) 関係機関への通報

所管施設以外の被害や異常現象を発見した場合は、大阪府鳳土木事務所、泉大津警察署、近畿地方整備局大阪国道事務所、阪神高速道路株式会社、南海電鉄(株)、西日本旅客鉄道(株)などの当該危険区域等の関係機関に通報し、応急措置の実施を要請する。

(4) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(5) 災害発生時の報告

土砂災害が発生した場合、被害状況の報告を大阪府（鳳土木事務所、総務部危機管理室）に対して行う。

(6) 応急措置

危険箇所の被害拡大防止措置及び被災施設の仮復旧措置を速やかに実施するとともに所管施設以外の応急措置に協力する。

また、町単独での応急措置が困難な場合は、大阪府に対して応援を要請する。

第2 公共建築物等

1 公共建築物等

公共建築物の浸水や土砂の堆積等、被害状況を速やかに把握し、必要に応じて応急措置を講ずる。

2 庁舎等

防災上必要な庁舎等の施設及び設備を調査し、防災上の機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

3 防災行政無線

防災行政無線を点検し、機能に支障がある場合は、速やかに復旧措置を講ずる。

第3 危険物等

1 施設の点検、応急措置

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設等の管理者は爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。また、必要に応じて、立入検査を行うなど適切な措置を講ずる。

2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれのある場合は速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 放射性同位元素使用施設

1 施設の点検、応急措置

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

2 避難及び立入制限

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。